

「栃木県災害復旧技術アドバイザー制度」

制度の趣旨

関東・東北豪雨を踏まえ、災害復旧事業の経験者が不足している市町への支援をさらに充実するため、栃木県県土整備部技術職員退職者による、市町に対する災害対応への支援を目的として、「栃木県災害復旧技術アドバイザー制度」を創設するものです。

具体的には、地震や豪雨等、異常な天然現象により公共土木施設が被災した際、市町の要請に基づき、県が認定した「栃木県災害復旧技術アドバイザー」を（公財）とちぎ建設技術センターから派遣し、市町が行う災害復旧活動の支援をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的としています。

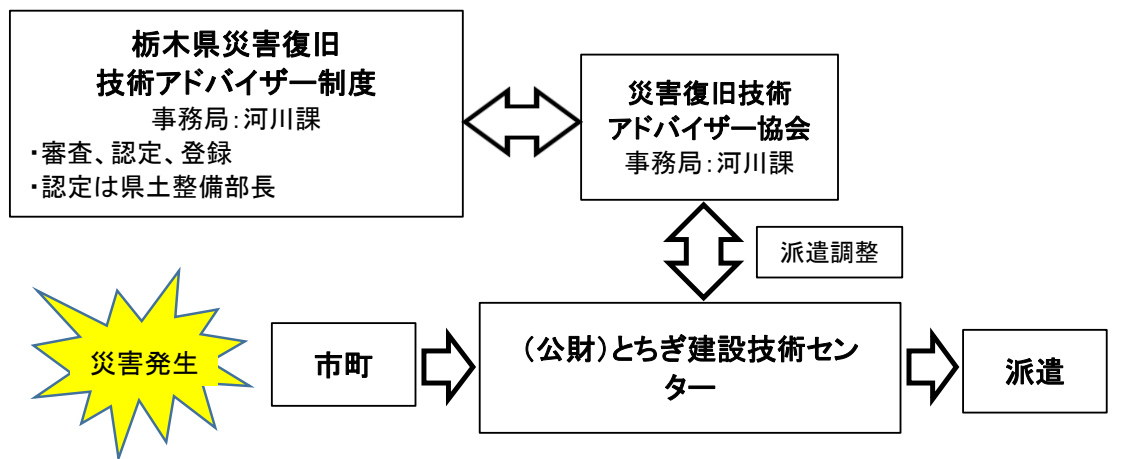
「災害復旧技術アドバイザー」とは

災害復旧技術アドバイザーは、災害復旧制度を熟知し、災害発生時に市町の要請に応じ速やかに現地に参集し技術的助言等が可能な者として栃木県県土整備部長が認定した技術者です。R6.4.1現在、41名が登録済です。

業務内容

- ・災害調査に関する支援
- ・災害復旧工法に関する技術的助言
- ・災害復旧事業に関する技術研修会等への協力

制度フロー



※要請者は交通費(一人2,200円/日)のみ負

問合せ先

栃木県 県土整備部 河川課
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
TEL:028-623-2445 FAX:028-623-2441



(公益財団法人)とちぎ建設技術センター
企画調査部企画研修課
〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町1030-2
TEL:028-626-3187 FAX:028-626-3160